

## 無料で実施します 耐震診断しませんか



三好市では、発生する確率が高いと予測される南海地震への対策として、市内の木造住宅の耐震診断を実施しています。地震被害を少なくするためにも既存住宅の耐震化が重要であり、その第一歩は耐震診断です。診断を希望する住宅の所有者は、指定の診断申込書により、お申し込みください。対象住宅の要件により耐震診断を実施します。

【募集戸数】100戸

【対象となる木造住宅】

三好市に存する木造住宅で、次の①、②のいずれかを満たすもの。

- ① 平成12年5月31日以前に着工された建物で、地階を除く階数が3以下の建物
- ② 徳島県木造住宅耐震診断、耐震改修マニュアルに記載されている耐震診断対象建築物

【お申し込み・お問い合わせ先】 三好市役所建設部管理課（電話 72-7681）

## 木造住宅耐震改修

「倒壊する可能性が高い・可能性がある」と診断された木造住宅の耐震改修に対し補助金を交付します。

【対象となる木造住宅】

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅。耐震診断で評点が0.7未満の木造住宅。

高さ1.5m以上の家具の固定（必須）

【補助金額】 上限100万円



最大100万円の補助

## 簡易な耐震化リフォーム工事

簡易な耐震化工事や耐震ベッドまたは耐震シェルターを設置する工事およびリフォーム工事に最大100万円の補助金を交付します。

【対象となる木造住宅】

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅。耐震診断で評点が1.0未満の木造住宅。高さ1.5m以上の家具の固定（必須）

【募集戸数】10戸（先着順）

## 家具固定推進事業補助金

地震における家具などの転倒による被害を防止するため、高齢者世帯などを対象に、家具等の転倒防止器具の取付け補助金を交付します。

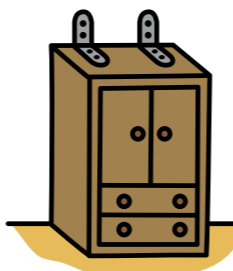
【対象者】 次の①、②のいずれかを満たすもの。

① 75歳以上で構成されている世帯または身体障害者手帳の交付を受けた1級または2級の視覚障害者および肢体不自由者世帯。

② 世帯構成員が介護保険法に基づく要介護、要支援の認定を受けている方。

【補助内容】 ① 対象家具は、主に起居する寝室または居間などにある家具とする。

② 高さ1.5m以上の家具とする。③ 1世帯1台につき1,500円、上限2台までとする。



## 三好市の 集落支援包括事業



市内には、人口減少と高齢化の進行により、地域におけるコミュニティ機能の維持が困難な自治会や集落が増加しつつあります。三好市では、これらの課題を克服し、住みよい集落環境づくりに向けて、それぞれの地域で行われる取り組みを支援するため「三好市集落支援包括事業」を実施しています。

お問い合わせ先

三好市役所企画政策課（電話 72-7607）または担当課

補助事業名	補助対象経費	補助対象事業者	補助率など	お問い合わせ先 (担当課)	
①生活支援事業	食料品や日用品などを提供するためを行う事業	市内の買い物が困難な地域において、日常生活物資の移動販売や配達を行う事業の運営費	自動車などで移動販売・配達事業を行う方で、地域の見守り活動を行える方	定額 (車両総重量ごとに異なる)	企画政策課 ☎ 72-7607
	市内の買い物が困難な地域において、日常生活物資の移動販売を行う事業者または新たに移動販売を行おうとする事業者の移動販売車両の購入にかかる経費	三好市内の移動販売事業者で、移動販売および地域の見守り活動を5年以上継続して行える方	車両本体価格の1/3（上限100万円）		
	生活用水の確保	シルバー人材センターに依頼し、水源地の清掃、確認作業および簡易な修繕に要した経費（材料費は除く）	市の給水区域外の個人および団体	1/2（1回につき5,000円、1世帯につき年間4回まで）	水道課 ☎ 72-7626
	有害鳥獣対策	【侵入防護柵整備事業】 農作物などを防護するための侵入防護柵などの設置に要する経費	自治会など	4/10以内	農業振興課 ☎ 72-7617
道路などの維持管理に関する事業	【三好市小規模道路（私道）整備事業】 公道から住家までの私道などの開設・改良・舗装に要する経費	個人	施工延長200m以内とし、補助額は別に定める（工種により異なる）	工務課 ☎ 72-7623	
	【三好市道路の維持管理事業】 三好市内の市道・農林道において実施する道路除草作業に要する経費	自治会、各種団体など	1mあたり10円（同一路線は年1回まで）	管理課 ☎ 72-7681	
②集落維持活性化推進事業	自治会などが設置・管理する集会所などの修繕・新築	修繕に要する経費（付帯設備の修繕や軽微な工事などは除く）	集会施設を管理する自治会など	2/3以内 (上限200万円)	管財課 ☎ 72-7635
	新築に要する経費	集会施設を管理する自治会など	1/2以内 (上限500万円)		

※ 有害鳥獣対策の侵入防護柵整備事業は、1戸からでも補助の対象となりますが、各個人で補助申請を行うのではなく、自治会（集落）単位で申請を行ってください。

※ 各補助事業の内容について、詳しくは担当課および総合支所窓口を設置しているパンフレットをご覧ください。